

# 家族政策の目的をめぐって

(西ドイツ)

連邦政府が計画している母性保護の改善、およびキリスト教民主同盟(CDU)の要求している家族手当の導入をめぐって激しい論争が議会で行われているが、その中で家族政策の目的は何かという点に対立があることがはっきりしてきた。野党のCDUによると、母性手当を働いている母親だけに限定するのは主婦専業の女性を差別するものだとして、その点で与党連合を厳しく追及する。

与党SPD、FDPは現在8週間の妊娠休暇を半年間に延長し、母性手当を支給することは勤労女性の母性保護規定を改善するものであると主張しているのであるが、野党の連盟側は特に人口政策上の理由からの家族政策の必要を強調し、生後1年半の子供の養育に経済的援助を与えるよう主張している。CDUの連邦家族手当法草案は初年度36億8千万マルクの費用を要し、財政上の理由で同じ野党CSUの同意を得られないでいるが、出生後1年半の間毎月400マルクを家族に支給するもので、この養育期間中は母親または父親は就業してはならないことになっている。一方政府案だと就業中の母親は職業を保証されて6か月の休暇が認められ、この間最高750マルクの母性手当を受ける。

議会の論戦は非常に灼熱し、たびたび議長の制止、戒告が入るほどだったが、その内容は財政的裏付けに関するものと、それと共に就業していない主婦、母親が政府案の母性保護措置ではとりあげられていないという点であった。

議会は与野党の両法案および母性手当免税に関する党案を委員会の諮問に付した。政府としてはこの母性保護規定を本年7月1日から発効させたいと考えている。

# 青少年扶助法の改正をめぐって

(西ドイツ)

西ドイツ連邦議会は20年に及ぶ論議と9年間の準備期間を経て漸く青少年扶助法改正の第一読会に入った。これで20年にわたる青少年福祉法は廃止となるはずである。これまでの議論では新法の必要性についてはほぼ意見が一致したが、両親と国家の間の関係をどう規制するかという点で意見が根本的に対立している。

連邦家庭相Antje Huberは提供する援助が任意的な性格のものであることを強調しているが、これに対し野党側は両親及び青少年をもっと信頼し、国の権限をもっと減らすことを要求しているのである。

政府案の要点は次の点である。

- 青少年及び家族の労働の助成を改善する。
- 教育援助及び医療援助を改善し、家庭外の施設に収容することをできる限り避けるようにする。

○移動式の社会サービス及び教育相談施設を設ける。

○公共及び民間の青少年扶助機関の対策の協力を進める。

Huber家庭相によると、現在毎年保護権を取り上げられているのが7千件、扶助撤回が3千件あり、家庭以外の所で育っている子供が14万人いて、この中には多数の乳幼児がいるという。施設の9割以上は年間にわたり収容する子供のためにあてられている。

さらに家庭相は、両親の意志に反して家庭に干渉するのは、後見裁判所が子